

令和元年第5回臨時会

清里町議会会議録

令和元年 11月25日 開会

令和元年 11月25日 閉会

清里町議会

令和元年第5回清里町議会臨時会会議録（11月25日）

令和元年第5回清里町議会臨時会は、清里町議会議事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 岡本英明 | 6番 | 勝又武司 |
| 2番 | 古谷一夫 | 7番 | 村島健二 |
| 3番 | 伊藤忠之 | 8番 | 前中康男 |
| 4番 | 堀川哲男 | 9番 | 田中誠 |
| 5番 | 池下昇 | | |

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

| | | |
|---|---|---------------|
| 町 | 長 | 櫛引政明 |
| 教 | 育 | 長 岸本幸雄 |
| 副 | 町 | 長 本松昭仁 |
| 総 | 務 | 課 長 藤代弘輝 |
| 企 | 画 | 政 策 課 長 伊藤浩幸 |
| 町 | 民 | 課 長 熊谷雄二 |
| 保 | 健 | 福 祉 課 長 野呂田成人 |
| 産 | 業 | 建 設 課 長 河合雄司 |
| 焼 | 酎 | 釀 造 所 長 清水俊行 |
| 出 | 納 | 室 長 永野宏 |
| 生 | 涯 | 学 習 課 長 原田賢一 |

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 溝 口 富 男
書 記 世 良 奈 都 子

9. 本会議の案件は次のとおりである。

議案第44号 町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第45号 清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
議案第46号 清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例
議案第47号 令和元年度清里町一般会計補正予算（第4号）

●開会・開議宣告

○議長（田中誠君）

ただいまの出席議員数は9名です。

ただいまから、令和元年度第5回清里町議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中誠君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、議長において5番、池下昇君、7番、村島健二君を指名します。

●日程第2 会期の決定について

○議長（田中誠君）

日程第2、会期の決定についてを、議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長 堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

議会運営委員長報告。本臨時会の会期は、提出される議案の件数及び内容から判断して、本日1日間とすることが適当と思われまます。

以上が、議会運営委員会の結果でありますので、報告いたします。

○議長（田中誠君）

お諮りします。

本臨時会の会期は委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

●日程第3 議長諸般の報告

○議長（田中誠君）

日程第3、議長諸般の報告を行います。事務局長に報告させます。議会事務局長。

○事務局長（溝口富男君）

議長諸般の報告4点について御報告申し上げます。

1点目、議員の派遣状況及び会議行事等の出席報告についてであります。

（1）斜里郡3町議会議員研修会について。9月30日清里町で開催され、田中議長、外7名の議員が出席しております。「育てましよう、土・人・地域について」北海道オホーツク総合振興局網走農

業改良普及センター栄田清里支所長より講演を受け研鑽を深めたところです。

(2) 北網ブロック町議会議員研修会について。10月18日、津別町で開催され、全議員が出席しております。「あなた輝くまちテレビ 道東テレビの挑戦について」株式会社道東テレビ、立川制作部長より講演を受け研鑽を深めたところです。

(3) 北網ブロック市・町議会、正副議長会議について。10月25日、斜里町で開催され、田中議長、前中副議長が出席しております。北見市議会、網走市議会を含む10の市と町、議会正副議長により共通する課題について協議・情報交換が行われました。

(4) オホーツク圏活性化期成会秋季要望について。10月30日、札幌市において行われ、田中議長が総務2班として参加しております。北海道環境生活部及び保健福祉部に対し、2ページに記載の内容について要望を行いました。

(5) 東京清里会総会について。11月2日、東京都で開催され、田中議長、前中副議長が町関係者とともに出席しております。町政等の現況並びに会員との情報交換が行われたところです。

(6) 日本赤十字本社への要請について。11月12日、斜里郡3町議会議長による日本赤十字本社への要請活動行っております。地域医療の充実について要請を行ったところです。

(7) 第63回町村議会議長全国大会について。11月13日、東京都で開催され、田中議長が出席しております。特別決議2件、要望28件。各地区要望が採択され、関係省庁に要請活動がなされたところであり、3ページになります。

(8) 第44回豪雪地帯町村議会議長全国大会について。議長全国大会に引き続き開催され、要望8件が決議され、関係省庁に要請活動が行われたところであり、3ページになります。

(9) 斜里郡3町議会連絡協議会について。11月15日、斜里町で開催され、田中議長ほか記載の議員が出席しております。記載の事項について協議、意見交換が行われました。

(10) その他の会議行事等について。記載の会議行事等に議長はじめ、各議員が出席しておりますのでご報告申し上げます。4ページになります。

2点目、常任委員会及び議会運営委員会の開催状況について。

(1) 総合文教常任委員会から、(3) 議会運営委員会まで、記載の期日案件で会議が開催されておりますのでご報告申し上げます。

3点目、例月現金出納検査の結果について。令和元年9月分、10月分について、5ページから6ページのとおり提出されております。いずれも適正であるとの報告であります。

4点目、令和元年第5回清里町議会臨時会説明員等の報告について。7ページのとおりとなっておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

○議長（田中誠君）

これで、議長諸般の報告を終わります。

●日程第4 町長一般行政報告

○議長（田中誠君）

日程第4、町長一般行政報告を行います。町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

それでは、町長の一般行政報告について申し上げます。まず、大きな1の主要事業報告についてで

あります。

1点目の、清里町ポイントカード新システム開始記念及び名称発表セレモニーについてであります。商工会におきまして、新しいポイントカードシステムの導入整備を進めておりましたが、事業が完了いたしました。10月1日、コミュニティーセンターの1階特設会場において、町の事業との連携によるポイント制と、キャッシュレス化への対応のできる新ポイントカードシステムの発足式が多くの町民の皆さん、そして商工関係者の皆さんの出席のもと行われたものでございます。これにより、地元消費の拡大とポイント還元などにより、商店街の活性化及び行政事業の推進が図られるものと、大いに期待をするものでございます。なお、ポイントカードの名称につきましては、きよぼんと命名をされております。既に、このきよぼんにつきましては、1千枚以上の発行がされたと報告をいただいております。

次に、2点目の自由民主党過疎対策特別委員会による過疎関係市町村長との意見交換会についてであります。10月2日、美幌町町民会館1階小ホールにて開催されております。自由民主党過疎対策特別委員4名の国会議員と、総務省、農林水産省、国土交通省におきまして、北網地域の過疎指定町の首長より、過疎対策事業並びに対策事業債の実施状況の聴取と、生活環境や産業の振興など地域課題について、それぞれ意見交換が行われたものでございます。また、現行の過疎法が令和3年3月で期限切れとなることから、新たな過疎法の制定について強く要望を行った次第でございます。

次に、3点目の国道334号道路、整備促進地域連携会議の要望活動についてでございます。地域連携会議構成の市・町の首長により、10月7日に網走開発建設部に、11月1日に、北海道及び北海道開発局に対し、曲線緩和並びに登坂車線の早期整備と予算の確保について、それぞれ要請活動を行ったものでございます。

次に、4点目の網走信用金庫との地方創生に関する連携及び協力に関する協定の締結についてであります。10月9日、役場3階各種委員会室におきまして網走信用金庫と地方創生に関する地域経済の活性化に資する事業や共通の関心を持つ行政分野の記載の4項目につきまして、協定を締結させていただいたものでございます。なお、協定の期間につきましては、協定締結の日から明年の3月31日までとし、以降、特段の申し出がない場合にはさらに1年間継続をしていくと、そうした内容でございます。次に2ページをお開きください。

5点目の、北海道いのちの道づくりを求める、東京大会についてであります。10月28日、東京都市センターホテル3階、コスモスホールにて開催されております。北海道及び道内各市町村関係機関団体より155名の参加の中、鈴木北海道知事の主催者挨拶と国土交通副大臣以下2名の方からの来賓挨拶の後、札幌・釧路・留萌・紋別の4市と北海道の地域と道を繋ぐネットワーク連携会議からの意見発表と大会決議を採択し、閉式をいたしております。なお、翌29日に、浦本北海道副知事を筆頭に、自治体関係者51名により、財務省に対し要請活動を行ったところでございます。

次に、6点目の安全・安心の道づくりを求める全国大会についてであります。10月29日、東京国際フォーラム7階ホールにて開催がされております。全国の市町村、各関係機関団体より1,425名の参加の中、全国道路利用者会議会長からの主催者代表挨拶を国土交通大臣、衆参国土交通委員長からの来賓挨拶の後、全国高速道路建設協議会及び道路整備促進期成同盟全国協議会からの意見発表が行われ、最後に大会決議を採択し、閉会をしたところでございます。なお、大会終了後に主催3団体の役員におきまして、3班編成により、政府及び国会等役員に対する特別要望と都道府県知事及び各関係機関団体の役員において、地方選出国会議員に対して、一般要請活動を行ったところでございます。

次に、7点目のオホーツク圏活性化期成会北海道秋季要望についてでございます。10月30日活性化期成会の構成市町村長及び議長において、北海道に対し要望活動を行ったものであります。記載の重点要望5項目は全員で知事に対し、要望活動を行っております。その後、私は農林水産一班として関係の首長及び議長とともに記載の13項目について関係部局に要望活動を行ったものでございます。なお、全体では6班編成により要望活動が行われております。

次に、8点目の北海道町村会政策懇談会についてでございます。10月31日、ホテルポールスター札幌で開催されております。午前の部では橋立達夫、作新学院大学名誉教授から、人口減少社会のまちづくりと題し、記念講演をいただき、午後の部では総務建設・民生文教・農林水産の各分科会による政策懇談会が行われ、私は総務建設分科会に参加し、3ページに記載の4項目について、政策懇談を行ったところでございます。

次に、9点目の網走厚生病院における脳神経外科医療体制整備にかかる協定の締結についてであります。網走脳神経外科リハビリテーション病院が、急性期の脳神経外科手術を休止したことによりまして、記載の1市4町において網走厚生病院での脳神経外科の開設を北海道厚生連を通じ、要請していたことにつきましては、既に御報告を申し上げたとおりでございますが、開設に当たっての条件など、具体的な内容が整い北海道厚生連社会医療法人禎心会、1市4町の3者による協定が11月1日をもって締結されましたので、ここに、ご報告を申し上げます。

なお、主な協定内容は①から④までの4点でありまして、開設時期につきましては外来診察を1月より、手術対応は2月より開始するとの予定でございます。それぞれ日時などが決定次第、広報またはお知らせなどにより、ご報告を申し上げたいと思っております。

次に、10点目の北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会中央要望についてであります。11月14日、武部代議士他、北海道選出の代議士財務省主計局、国土交通副大臣、北海道局、道路局に対し期成会構成の首長及びオホーツク管内、農協組合長会会長において記載の4項目において、要望活動を行っております。特に女満別空港から網走市までの区間における計画段階評価の早期着手と当面着工しない区間の足寄・陸別間の凍結解除について、強く要望活動を行ったものでございます。

次に、11件目の新過疎法制定実現総決起大会についてであります。11月15日東京メルパルクホールにて開催されております。全国の過疎市町村から約2千名が参加し、令和3年3月に期限切れとなる現行の過疎法に代わる、新たな過疎法の制定を実現するため開催されたものでありまして、全国過疎地域自立促進連盟会長からの挨拶ののち、自由民主党他、各政党からの代表挨拶を、来賓紹介、祝電披露が行われ、最後に新たな過疎対策法の制定に係る大会決議を採択し、盛会のうちに閉会をいたしたところであります。なお、大会終了後、全国過疎地域自立促進連盟役員におきまして、関係の大臣及び省庁に対し要望活動が行われております。

次に、12点目、ロータリー文庫の寄贈についてであります。11月10日、清里町ロータリークラブの創立50周年記念式典において、記念事業として図書館内にロータリー文庫を創設。図書のご寄付をいただいたものでございます。心より厚く御礼を申し上げます。また、ロータリー文庫のPRと図書の貸し出し活動を今後積極的に推進してまいります。

次に4ページをお開きください。大きな2の主な会議行事等の報告についてであります。清里町総合開発審議会についてでございます。10月4日、町民会館2階研修室にて開催されております。今回は、1回目の会議でありましたので、会議の冒頭に15名の委員さんへの委嘱状の交付をさせていただきました。その後、会長および副会長の選出が行われておりまして、会長には、田中誠町議会議長。副会長には、成戸昌道自治会連合会会長が選出されたところでございます。会議の席上におきま

して、第6次の清里町総合計画の策定について諮問をさせていただいております。あわせて今後のスケジュール、臨時委員の設置などについて協議がされたところでございます。なお、臨時委員につきましては各関係機関団体からの推薦と公募によりまして、全体58名の皆さんに11月18日付をもって委嘱状を交付をさせていただいております。改めて第6次総合計画の策定にかかる概要・役割などについてご説明をさせていただいたものでございます。

次に、オホーツク管内市町村長と商工会会長会議についてであります。10月21日、北見市端野ノーザンアークリゾートの2階テラスにて開催されております。本会議は、管内商工会地域の市町村長と商工会長が地域や商工振興の情報・課題などについて意見交換を行い、地域の活性化方策を見出すことを目的に、2年に1度開催されているものでありまして、今回は日本政策金融公庫北見支店長より、小規模事業者と地域が創るオホーツクの魅力と題して、御講演をいただいたのちに7班に分かれましてグループディスカッションが行われ、オホーツク地域の魅力ある資源との連携の可能性について、議論を深めたところでございます。次に清里町顕彰式・表彰式についてでございます。10月30日、町民会館で開催されております。顕彰条則に基づき、自治功労甲3名、自治功労乙4名、教育文化体育功労1名、社会福祉功労1名の方に、記章及び顕彰状を、表彰規則に基づき特別功労表彰、勤続表彰を各1名に、奨励表彰を1団体に対し、それぞれ授与させていただいたものでございます。授章された皆さまに改めてお祝いを申し上げたいと存じます。

次に、日本で最も美しい村づくり北海道連携会議役員会についてであります。10月30日、札幌市駅前カンファレンスルームで開催されております。令和元年度の事業経過報告及び収支決算見込みと、令和2年度の事業計画及び収支予算について協議が行われております。また、あわせて加盟10地域における連携強化方策や総会及び研修会の持ち回りの開催、日本で最も美しい村の日の制定に向けた取り組み、さらに地域のPR・宣伝活動のあり方について意見交換が行われたものでございます。

次に第32回、東京清里会総会及び懇親会についてであります。11月2日、東京銀座レストラン・サンミにて開催されております。清里町からは記載の方々の出席と武部代議士、東京斜里会、東京大学陸上部からも出席をいただく中、東京清里会からは、山崎会長他60名、全体76名の方が参加をされまして、山崎会長の挨拶に続き、役員紹介の他に清里町から今年の出来事や町政の取り組みなどの紹介と報告、各関係機関・団体からは活動状況等についての御報告をいただき、参加者による交流懇談が行われたものでございます。交流の中では清里町からの澱粉だんごや特産品の大抽選会が行われるなど、盛会のうちに終了いたしております。

次に、5ページをご覧ください。北網地区市町村長を会議についてであります。11月8日、清里町緑清荘にて開催がされております。本会議は、北網の2市8町において、毎年持ち回りでこの時期に開催されているものでありまして、今年は清里町が当番となり開催がされたものでございます。人事院勧告や会計年度任用職員制度等の当面する課題や新年度に向けた取り組みなどについて意見交換をするとともに、オホーツク総合振興局からJR鉄道線区の維持存続や北海道応援団会議などの情報提供をいただき、研鑽を深めたところでございます。

次に、鶴ヶ島市産業まつりについてであります。11月9日、10日の2日間にわたり、鶴ヶ島市運動公園にて開催されております。清里町からは副町長をはじめ、農協女性部、商工会青年部、そして所管課の職員総勢7名で参加をさせていただきました。清里町産のじゃがいも、玉ねぎ、豆類などの農作物や特産のじゃがいも焼酎の販売、パンフレットの配布などにより、清里町を宣伝・PRしたものであります。交流事業としては鶴ヶ島市長への表敬訪問と、参加の青森県十和田町、長野県飯綱町、交流団体のひまわり会、組合等の関係者並びに産業まつり実行委員会との交流会に参加し、交流連携

を深めております。また副町長におきましては、今後の交流のあり方などについて副市長及び主管部長等と意見交換を行ってきたものでございます。なお、当日の出展ブースにつきましては、144店舗ということでございます。以上申し上げ、町長の一般行政報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、町長一般行政報告を終わります。

●日程第5 教育長一般行政報告

○議長（田中誠君）

日程第5、教育長一般行政報告を行います。教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

教育長一般行政報告を申し上げます。大きな1、主な会議・行事等の報告であります。

1点目、プラネットステージ公演事業「1966 カルテット ザ・ビートルズ&UK ロック クラシックス」について。9月23日、プラネット小ホールにおいて、バイオリン2名、チェロ及びピアノ各1名で編成する「1966 カルテット」によるコンサートが行われ、ビートルズナンバーを中心に、来場者を魅了する演奏が披露されました。

2点目、第43回道民芸術祭 斜網地区舞台部門・展示部門について。斜網地区5市町により持ち回りで開催されております道民芸術祭が、今年度は本町当番により、9月28・29日の2日間、プラネットにおいて開催されました。各市・町から舞台部門に63名、展示部門に34名の方々の参加があり、2日間で約300名の来場者がありました。

3点目、清里町PTA連合会教育懇談会について。10月11日、毘和吉にて開催され、町内小中学校並びに清里高校のPTA役員等、17名が出席し、各学校における活動報告や情報交換が行われ、PTA役員相互の交流親睦が図られました。

4点目、第28回清里町スポーツフェスティバルについて。10月14日体育の日、町民グラウンド等をはじめとする会場にて、パークゴルフ・ゲートカーリング・キックベースボール、小学生対象のキッズ・ザ・チャレンジが行われ、大人から子供まで合わせて113名の参加により、スポーツを通して、楽しみながら親睦・交流が図られました。次のページをご覧ください。

5点目、自治会対抗300歳バレーボール大会について。11月17日、清里トレーニングセンターにおいて開催され、町内各自治会より昨年を上回る8チーム110名の参加のもと、熱戦が繰り広げられました。

次に、大きな2、教育委員会の開催状況であります。第7回教育委員会が10月1日、第8回が10月30日に開催され、それぞれ記載の案件について審議・決定されております。

なお、10月1日より新たに教育委員会教育長職務代理者として、福田一成委員を指名しております。

次に、大きな3、その他の1、全道大会の出場結果についてであります。

- (1) 第 25 回 JAL カップ全日本パークゴルフ選手権大会が9月 13 日～15 日、札幌市にて開催され、清里町より2名の方が出場しました。
- (2) 第35回北海道高等学校新人陸上競技大会が9月 18 日～20 日、函館市で開催され、清里高等学校より3名が、砲丸投げ並びに円盤投げに出場しました。
- (3) 第 26 回北海道中学校新人陸上競技大会が9月 21・22 日、千歳市で開催され、清里中学校より1名が砲丸投げに出場しました。次のページにまいりまして、
- (4) 第 50 回記念全道ママさんバレーボール大会が 10 月5日・6日、札幌市で開催され、清里清流チーム13名が出場しました。

続いて、2. 全国大会の出場結果についてであります。

第 32 回全国健康福祉祭和歌山大会ねりんピック紀の国わかやま 2019 が 11 月9日から 12 日に開催され、清里町よりマラソンの部に2名の方が出場し、60 歳～69 歳男子5キロで、斉藤敏美さんが6位に入賞しました。

以上申し上げまして、教育長一般行政報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから、質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、教育長一般行政報告を終わります。

●日程第 6 議案第 44 号～日程第 8 議案第 46 号

○議長（田中誠君）

日程第6、議案第 44 号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第8、議案第 46 号、清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例までの3件について関連がありますので一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第 44 号から日程第8、議案第 46 号までの3件を一括議題とすることに決定しました。3件について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤代弘輝君）

ただいま一括上程されました議案第 44 号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第 46 号、清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例まで、都合3件について一括提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、国家公務員の給与等に関する関連法令の改正が成立したことから当町におきましても、これに準拠し令和元年度の人事院勧告における月例給官民比較の結果を踏まえて一般職の給料表初任給及び若年層までを中心に、本年4月から平均

改正率 0.1%の引き上げを行い、勤勉手当につきましても 0.05 月分を引き上げるものとし、議会議員と町長等の特別職についても期末手当を 0.05 月分引き上げる改正としております。勤勉手当、期末手当の 0.05 月分につきましては令和元年度は 12 月期分において引き上げることとし、令和2年度以降につきましては、6月と 12 月で均等となるよう 0.025 月分ずつ配分する改正としております。また、地方公務員法の一部が改正されまして、成年被後見人等にかかる欠格条項その他の権利制限が撤廃されたことから本町の給与条例での失職に関する規定について併せて整理をするものです。

それでは、議案第 44 号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、別冊の審議資料の 1 ページをご覧ください。右側が改正前の条例、左側が改正後の条例で、訂正箇所アンダーラインを引いております。交付の日から施行するものが第 1 条関係。令和2年4月1日から施行するものが第 2 条関係と、2段階に分けた改正条例となっております。まず第 1 条関係、第 17 条第 4 項及び第 17 条の 2 第 1 項につきましては、地方公務員法の改正に伴い、給与条例の条文の失職を削除するものです。第 18 条は勤勉手当の改正であり、勤勉手当の額を規定する第 18 条第 2 項第 1 号で定める職員については、100 分の 92.5 を 100 分の 97.5 に改め、第 3 項は条文の失職を削除したものです。2 ページから 8 ページまでの別表第 1 行政職給料表と 8 ページから 16 ページまでの別表第 2、医療職給料表につきましては、先にご説明申し上げました若年層における民間給与との比較平均 0.1%を引き上げる給料表の改正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、16 ページの第 2 条関係についてご説明いたします。令和2年度以降の勤勉手当につきましては、先にご説明しましたとおり、6月と 12 月で均等に配分するため、第 18 条第 2 項第 1 号につきましては 100 分の 97.5 を 100 分の 95 とするものです。17 ページの附則につきましては、第 1 項で、施行期日、第 2 項で、適用日、第 3 項では給料の内払いについて定めるものです。続きまして、議案第 45 号、清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。改正内容につきましては、同じく新旧対照表においてご説明申し上げますので、審議資料の 18 ページをご覧ください。本件につきましては、町職員の勤勉手当支給の例に準じ議会議員の期末手当について、所要の改正を行うものです。第 1 条関係につきましては、令和元年度における処置について訂正するものであり、第 5 条第 2 項において、期末手当の額を 100 分の 222.5 から 100 分の 227.5 に改めるものです。第 2 条関係につきましては、令和2年度以降における改正であり、同じく第 5 条第 2 項において 6 月と 12 月で均等に配分するため 100 分の 227.5 を 100 分の 225 とするものです。附則につきましては、それぞれ施行期日を定めるものであります。

続きまして、議案第 46 号、清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。改正内容につきましては、同じく新旧対照表でご説明いたしますので審議資料の 19 ページをご覧ください。本件につきましても、町職員の勤勉手当支給に準じ、町長等の期末手当について所要の改正を行うものです。第 1 条関係につきましては、令和元年度における処置として改正するものであり、第 4 条第 2 項において、期末手当の額を 100 分の 222.5 を 100 分の 227.5 に改めるものです。第 2 条関係につきましては、令和2年度以降における改正であり、同じく第 4 条第 2 項において 6 月と 12 月で均等に配分するため 100 分の 227.5 を 100 分の 225 とするものです。附則につきましては、それぞれ施行期日を定めるものであります。以上で、議案第 44 号から 46 号までの 3 件の提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

3件について一括して質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

質疑なしと認めます。

3件について、討論を行います。

(「討論なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第44号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長(田中誠君)

これから、議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第45号、清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長(田中誠君)

これから、議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第46号、清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

●日程第9 議案第47号

○議長（田中誠君）

日程第9、議案第47号、令和元年度清里町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤浩幸君）

ただいま上程されました議案第47号、令和元年度清里町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。補正予算の総額は、第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ48万9千円を追加し、予算の総額を50億5千778万1千円とするものでございます。第1条第2項につきましては後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。それでは、歳入歳出補正予算の内容につきましてご説明いたします。

はじめに、今回補正提案させていただく事業の内容についてご説明申し上げますので別冊の審議資料の20ページ、裏面の最終ページになります、ご覧ください。補正予算の事業概要についてご説明いたします。補正額内の上段のカッコ内の数字は補正後の当該事業の予算総額であり、財源につきましては記載のとおり、一般財源でございます。なお、今回の補正は人事院勧告に基づく給与の改定に及んでございます。8款消防費、1項消防費、1目消防費の斜里地区消防組合清里分署負担金事業としまして、人事院勧告に基づく給与改定に伴う給与の増額分が6万9千円。給料増額による時間外勤務手当の増額分が11万2千円。人事院勧告に基づく期末勤勉手当0.05ヶ月分の増額分が30万8千円。合計で48万9千円を計上するものでございます。

続きまして、事項別明細書により款項区分による補正予算の内容につきましてご説明申し上げますので別冊の令和元年度補正予算に関する説明書をご御用意ください。ピンク色の2枚の紙、一般会計歳入歳出予算事項別明細書（第4号）によりご説明申し上げます。2ページをご覧ください。歳出からご説明をさせていただきますが、記載のとおり審議資料におきましてご説明を申し上げましたので省略をさせていただきます。

歳入につきましては、総括表によりご説明申し上げます。1ページをご覧ください。10款地方交付税、補正額48万9千円につきましては、一般財源として所要額を補正いたします。なお、補正後の地方交付税の総額は22億9千938万8千円となります。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから、質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第 47 号令和元年度清里町一般会計補正予算第 4 号は原案のとおり可決されました。

●閉会・閉議宣告

○議長（田中誠君）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第 5 回清里町議会臨時会を、閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前 10 時 14 分